

あおもりアロマ研究会会則

(名称)

第1条 本会は、「あおもりアロマ研究会」(以下、「本会」という。)と称する。

(構成)

第2条 本会は青森県産精油(以下、「あおもりアロマ」という。)に興味関心を持つもので構成され、居住地、職業、資格等は問わない。

(事務所)

第3条 本会は、事務所を代表宅に置く。

(目的および理念)

第4条 本会は、以下を達成することを目的および理念とする。

- (1) 青森中、日本中、世界中の人たちの日常に、あおもりアロマが役立てられるようになること。
- (2) 青森に暮らす人たちが、青森の自然が創り出す香りの価値を知り、季節ごとのあおもりアロマを楽しむことが出来るようになること。
- (3) 青森で香りの仕事をする人たちが、あおもりアロマについての知識や経験を武器に、それぞれが望む活動を幅広く展開出来るようになること。

(活動内容)

第5条 本会は、第4条の目的および理念を達成するため以下の活動を行う。

- (1) 新しい香りを見つけよう!

自然に溢れるあおもりの植物の香りについて、好奇心を胸に、先入観を持たず、楽しみながら確かめてみよう。そしてその香りを、自分たちの生活やしごとに活かす術も考えてみよう。

- (2) いまある香りをもっと知ろう!

あおもりの香りはからだやこころにどのような働きをもたらすのか、より効果的な使い方はなにか、他の地域の香りとはどんな点が違うのかを、もっと深く調べてみよう。

- (3) あおもりの香りを自慢しよう!

豊富な自然がもたらすあおもりの香りを青森中に、全国に、世界に自慢しよう。そして、あおもりの香りを広める活動を行っているひとやイベント、団体同士はお互いに尊重し、応援し合おう。

(組織)

第6条 本会は、第5条の活動を行うため以下のとおり組織する。

- (1) 事務局 (予算、名簿の管理、スケジュールリング、ほか全体の運営)
- (2) あそび部 (例会開催のための運営チーム、各地域のイベントの共有)
- (3) おまつり部 (周知のためのイベント出展)
- (4) けんきゅう部 (既存の香りの機能性研究、新しい香りの発掘、新商品のモニタリング)
- (5) しんぶん部 (会報の発行、フェイスブックの管理)

(役員)

第7条

本会には次の役員を置くものとする。

- 代表 1 名
幹事 2 名

- 1) 代表と幹事は協力して、会の運営と会計を担当するものとする。
- 2) なお、会の運営協力者として委員を置くことができる。
任期等については上記2)に準ずることとする。
- 3) 年度の終わりに、役員および委員へは諸経費として2,000円を現金で支給する。

(総会)

第8条

年度初期には総会を開き次の事項を決定する。

- 1) 活動計画の概要
- 2) 会費
- 3) 役員及び委員の選出 (1年毎)

各項の決定に際しては会員の過半数の参加のもと、多数決にて決定するものとする。

なお、そのほか本会の運営上必要な事項については、臨時に総会を開催し決定することができることとする。

(会費)

第9条 本会に加入するために会員は年会費2,000円を納入しなければならない。

- 1) 既納の年会費は返還しないものとする。
- 2) 会期の2分の1を超えた時点で入会した者の会費は、1,000円とする。
- 3) 年会費は、例会会場費、資料代、通信費等に充当する。
- 4) 例会の内容によっては、講師料等について会費の他に別途徴収できるものとする。

(会員限定サイト)

第10条 会員は、会員限定サイトのパスワードを与えられ、自由に閲覧することができる。

- 1) パスワードは厳重に管理し、他に漏れないように心掛けること。意図的にパスワードを漏れさせたものは、会員の資格を停止する。
- 2) 会員は希望した場合に、自らが行うあおもリアロマを活用した活動について、会員限定サイトおよび研究会のフェイスブックページ等にて告知することができる。

(退会)

第11条

会員の申し出により、退会することができる。

(会計報告)

第12条

会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとし、会計報告は年度末に報告するものとする。

附則

- 1 この規約は、平成28年4月1日より施行する。
- 2 本会の運営に必要な個人情報の取扱い等については、個人情報の保護に関する法律に準じる。